

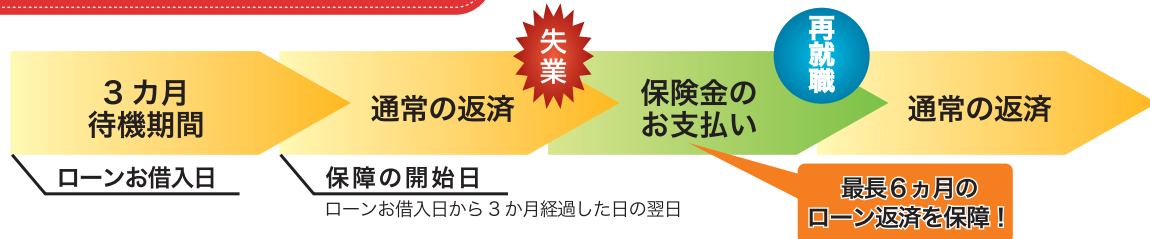


# もしものために住宅ローンに 失業保障がつきました。

勤務先の倒産・廃業、会社事由の解雇、希望退職の募集、退職勧奨などの非自発的事由により、失業した場合、最長6ヶ月間、毎月のローン返済額に充当するための保険金が支払われます。

対象となるのは、愛媛銀行の住宅ローンを新規にご契約の方で、お申込時の年齢が満45歳以下の方。

## 失業信用費用保険の概要



- ▶ 保険料は不要です。(愛媛銀行が負担いたします。)
- ▶ 1回あたり最長6カ月のローン返済を保険金でサポート!
- ▶ ローン期間を通じて、通算36ヵ月までの失業中におけるローン返済保障が可能です。

保険料なしで失業保障がついているなんて安心だね!!



### ご利用いただける方

愛媛銀行のあったか住宅ローンを新規にご契約する方で、以下の条件をみたす方。

- ・満20歳以上満45歳以下の方
- ・ご契約の際に正常に就業されている方

### 保障内容

保障の開始日以降に、勤務先の倒産・廃業、会社事由の解雇、希望退職の募集、退職勧奨などの非自発的事由により失業状態（非自発的失業状態）におちいり、その状態が継続し、住宅ローンの返済日が到来した場合、最長6ヵ月（保障期間を通算して36ヵ月）を限度として毎月の住宅ローン返済額に充当するための保険金が支払われます。

※非自発的失業状態については、「被保険者のしおり」にてご確認ください。

### 保障期間

住宅ローンご契約期間

### 保障の開始日

住宅ローンお借入日から3ヵ月を経過した日の翌日  
住宅ローンお借入日から3ヵ月を待機期間とし、その後保障が開始されます。  
※保障の開始日前に失業した場合は、保険金をお支払いしません。

### てん補期間

6ヵ月 ※1回の失業につき保険金が支払われる限度期間

### 支払限度期間

36ヵ月 ※通算して保険金が支払われる限度期間

### 保障の終了

満66歳に到達したとき  
保障の対象となる住宅ローンのご契約者でなくなったとき  
保険金支払期間が新規加入時から通算して、36ヵ月を超えたとき

### 引受保険会社

カーディフ損害保険会社



## 重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金によるご返済が受けられない場合（免責事項）など、お客様の不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。  
また、「失業信用費用保険付住宅ローン」でご利用いただく保険は、カーディフ損害保険会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。